

「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について（案）」に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
1	<p>・ 化粧品業界は新興企業なども多く、資本金や規模が小さい企業が数多くある一方で、下請関係が成立しない取引がほとんどであることから、一般的な売買取引など下請法の対象外の取引についても、指導の対象に含めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを 60 日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙 4 参照）。</p>
2	<p>・ 手形等のサイトの短縮に伴い、下請代金の支払条件を、「月末締翌月 10 日支払」であったものを、「月末締翌々月 10 日支払」にするなど、親事業者が故意に手形交付日を先延ばしにする行為が考えられるところ、そのような行為をどのように把握し、対応するのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・ 下請法では、親事業者が下請事業者の給付を給付した日から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める必要があり、この期間を超えて支払期日を定めることは、支払期日を定める義務に違反することになります。</p> <p>・ 従来から、公正取引委員会は、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして違反行為や違反のおそれのある行為の発見に努めており、今後も、引き続き情報収集に努めるとともに、下請法上問題となる行為に対しては厳正に対処してまいります。</p>

No.	意見の概要	考え方
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状で 90 日や 120 日のサイトの手形での支払が認められている趣旨が不明である。 ・ そもそも手形は決済手段としてデジタル化に逆行するものであり、今後は下請代金の支払手段として認めるべきではない。 ・ 下請代金の支払期日については、検収後 30 日以内にすべきではないか。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法では、手形等による下請代金の支払については、下請代金の期日までに現金化が可能なものである場合には、現金に準じた支払手段と認められるところ、公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和 41 年以降現在まで、業界の商慣習、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間（手形サイト）を、繊維業 90 日、その他の業種については 120 日とした上で「指導基準」とし、これを超える長期の手形を「割引困難な手形（下請法第 4 条第 2 項第 2 号）」に該当するおそれがあるとして指導してきたところ。 ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の取組は下請事業者にとって、大変喜ばしいことと捉えている。 ・ 更なる取組として、①一定の基準額（10 万円、20 万円、30 万円等）を超える取引について手形決済としている場合、②親事業者が東証プライム市場に上場している場合、③取引頻度が少ない場合などは、下請代金の支払手段は手形ではなく現金に限るとする改正を行うべきではないか。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者が個人事業者や小規模企業であった場合、下請代金の支払手段は手形ではなく現金に限定すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、

No.	意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手形を個人や小規模業者に振り出した場合は、金融機関に手形の額面金額の満額で割り引くことを義務付けた上で、割引手数料を手形の振出人から回収する制度としてはどうか。 ・ 手形等のサイトの短縮に伴い、商品の受領から支払期日までの期間を引き延ばされる可能性があるが、商品の受領から支払期日までの期間を明示的に定めるべきではないか。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<p>業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法では、親事業者が下請事業者の給付を給付した日から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める必要があり、この期間を超えて支払期日を定めることは、支払期日を定める義務に違反することになります。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導基準の変更には賛成する。このような政策が下請法の対象外の取引にも影響を与え、下請法の適用対象外となる事業者においても、支払手段を手形から現金化することにつながる。 ・ 2026 年末に向けて、手形・小切手の廃止についても頑張ってもらいたい。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金的に潤沢な大企業のグループ会社に対する取引についても、当該グループ会社の資本金額のみをもって下請法が適用されるか否かの判断がなされ、適用される場合には一般的な中小企業と同様の基準でサイトの短縮が求められるのは不合理である。 ・ 当該グループ会社の資本金額のみでなく、企業グループとしての経済実態を踏まえて、下請法上の下請事業者となるか否かを判断するように法改正をしていただきたい。 ・ 下請法上、下請事業者にはなり得ないが、親事業者にはなり得る企業も存在するところ、このような企業においては、手形等を受け取る際のサイトは短縮されないが、自身が交付する手形等についてはサイトを短縮する必要が出てきてしまい、資 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ 公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、関係省庁等に対して、支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰

No.	意見の概要	考え方
	<p>金繰りが悪化する。こうした企業の資金繰りの悪化を緩和するような公的資金の融資等の制度的措置を検討していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>りに係る配慮についての要請を行いました（別紙4参照）。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導基準の短縮には賛成する。 ・ 下請事業者から前払金を支払うように要請があった際、親事業者が当該要求に積極的に応じるように国から指導していただきたい。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大企業に対して、下請法の対象とならない取引においても、支払手段として手形等を利用する際はサイトを60日以内とするように公正取引委員会から指導していただきたい。このような取組が、中小企業の「賃上げ→成長」の好循環を生むための非常に重要なポイントの一つであると考えます。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙4参照）。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は従業員数からいえば中小企業であるが、資本金額により下請法の対象外となる取引が多いところ、これら下請法の対象外の取引についても指導基準の変更案による指導の対象に含めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手形等で支払いを受ける事業者は、現金払と異なり、不渡りに係るリスクや事務処理コストを負うこととなる。 ・ 不渡りリスクを考慮すれば、内部留保を積み上げることを優先せざるを得ず、思い切った設備投資計画や人件費アップを行いつらくなり、ひいては経済成長を阻害するものであることから、支払手段は現金に限定すべきと考える。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙4参照）。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法上の資本金区分を変更し、下請法の対象となる取引の範囲を拡大していただきたい。 ・ 指導基準改正案では、下請法の対象外の取引は規制の対象外となっているが、下請法の対象外の取引についても、指導の対象に含めていただきたい。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法の対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙4参照）。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法の対象外の取引についても、支払手段として手形等を利用する際はサイトを60日以内とするように公正取引委員会から指導していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更

No.	意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法上、下請事業者にも親事業者にもなり得る企業（資本金 1000 万円超・3 億円以下の事業者）も存在するところ、このような企業においては、手形等を受け取る際のサイトは短縮されないが、自身が振り出す手形等についてはサイトを短縮する必要が出てくることがあり、資金繰りが悪化する可能性がある。こうした企業については、資金繰りに支障をきたすことのないよう、一定の配慮を行っていただきたい。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<p>に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法の対象外の取引についても、手形等のサイトを 60 日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙 4 参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あわせて、公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、関係省庁等に対して、支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りに係る配慮についての要請を行いました（別紙 4 参照）。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 年後を目途に手形の利用を廃止していただきたい。 ・ スポット取引については、下請代金の支払手段を現金に限定していただきたい。 ・ 下請法上の親事業者となることを避ける目的で資本金を 3 億円以下に減資する事業者が多いため、親事業者の該当性については、資本金以外に売上高や従業員数も考慮するようにしていただきたい。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法上の親事業者とならない大企業に対して、手形等を利用する際のサイトを 60 日以内とするように公正取引委員会から指導していただきたい。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ なお、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴

No.	意見の概要	考え方
		<p>い、公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、下請法の対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙4参照）。</p>
15	<p>・ 下請法上、下請事業者にも親事業者にもなり得る企業（資本金1000万円超・3億円以下の事業者）も存在するところ、このような企業においては、手形等を受け取る際のサイトは短縮されないが、自身が振り出す手形等についてはサイトを短縮する必要が出てくることもあり、資金繰りが悪化する可能性がある。サイトの短縮化を図ることは当然として、親事業者の該当性については、資本金以外に売上高や従業員数も考慮するようにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法の対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙4参照）。</p>
16	<p>・ サイト短縮化し、サイト期間を1種類にしてほしい。</p>	<p>・ 繊維業90日、その他の業種については120日を超える長期の手形を「割引困難な手形（下請法第4条第2項第2号）」に該当するおそれがあるとして指導してきましたが、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日としました。また、一括決済方式及び電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についても、手形と同様に業種を問わず</p>

No.	意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権は、支払側と相手先の利用する電子債権記録機関が異なる場合には利用できないという非互換性の課題があり、事務作業が複雑になっている。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>60日としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
17	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の締切日を起算日として、そこから60日を経過した日が満期日となるような手形を交付するように指導をしていただきたい。 親事業者の中には、支払条件を「月末締翌々月末支払」としているものもある。 <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の指導基準の変更案については、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して決定したものであり、指導の対象となる手形等のサイトについては原案のとおりとさせていただきます。 下請法（第2条の2）では、親事業者が下請事業者の給付を給付した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める必要があり、支払条件を、「月末締翌々月末支払」とする場合には、支払期日を定める義務に違反することになります。
18	<ul style="list-style-type: none"> 指導基準の変更案に、下請代金の支払手段として小切手が使われた際の対応方針についても記載していただきたい。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の指導基準の変更案は、下請代金の支払手段として、手形が利用された際の指導方針について記載しているものであるため、原案のとおりとさせていただきます。
19	<ul style="list-style-type: none"> 手形等を下請代金の支払手段として用いる場合について、手形等のサイトのみを見直すのではなく、「請求書締日から手形交付までの期間についても1か月以内とする」などの文言を記載するべきではないか。例えば、請求書の支払条件において、これまで、「毎月20日締翌月25日支払・サイト60日」であった企業が「毎月5日 	<ul style="list-style-type: none"> 下請法（第2条の2）では、親事業者が下請事業者の給付を給付した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める必要があり、支払条件を、「毎月20日締

No.	意見の概要	考え方
	<p>締翌月 20 日支払・サイト 50 日」に変更するなどの事例も生じている。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>翌月 25 日支払」や「毎月 5 日締翌月 20 日支払」とする場合には、支払期日を定める義務に違反することになります。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手形のサイトを短くし資金を循環させることが日本の経済を好循環に導くために重要であることは十分理解している。 ・ 他方、当社のように手形で代金を受け取る取引が下請法の対象とならない中小企業が今回の下請法のための改正により資金繰りで窮地に陥るのではと危惧しているところ、下請法の対象外の取引も含めて、資金的にも余裕がある大手企業（みなし大手企業を含む）から中小企業への支払いが全て 60 日以内になるように強く指導していただきたい。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを 60 日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙 4 参照）。 ・ あわせて、公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、関係省庁等に対して、支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りに係る配慮についての要請を行いました（別紙 4 参照）。
21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手形等のサイトは 60 日でも長いと考えられることから、指導基準は 30 日とすべきではないか。 ・ 下請代金の支払手段については原則銀行振込とすべきではないか。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の指導基準の変更案については、今般、改めて各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して決定したものであり、指導の対象となる手形等のサイトについては原案のとおりとさせていただきます。 ・ 今回の意見募集は、指導基準について 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今

No.	意見の概要	考え方
22	<p>・ 指導基準案では、下請法の対象外の取引は規制の対象外となっているが、下請法対象外の取引についても、指導の対象に含めていただきたい。</p> <p>・ 手形等のサイトを短縮することにより、資金繰りが厳しくなる中小企業に対して、無利子・無担保、かつ手続きが簡易な手形決済資金の融資制度を設けていただきたい。</p> <p>・ 下請法対象の取引において、期日指定現金払で商品の受領から60日を超えて支払期日を定める行為が下請法違反となる旨を明確にしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>後の参考とさせていただきます。</p> <p>・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙4参照）。</p> <p>・ あわせて、公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、関係省庁等に対して、支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りに係る配慮についての要請を行いました（別紙4参照）。</p> <p>・ 下請法（第2条の2）では、親事業者が下請事業者の給付を給付した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める必要があることが既に明記されており、この期間を超えて支払期日を定めることは、支払期日を定める義務に違反することになります。</p>
23	<p>・ 指導基準案では、下請法の対象外の取引は規制の対象外となっているが、下請法対象外の取引についても、指導の対象に含めていただきたい。</p>	<p>・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、</p>

No.	意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ でんさいを発行する際に生じる手数料については、下請法の対象外の取引であってもこれを下請事業者に押し付けることを禁止すべき。 ・ 下請法上の資本金区分を変更し、下請法上の親事業者に該当する事業者の範囲を拡大していただきたい。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>業種を問わず 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法の対象外の取引についても、手形等のサイトを 60 日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙 4 参照）。
24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導の対象となる手形等のサイトは 60 日よりも更に短縮すべきではないか。 ・ 下請法の適用対象となる取引については、支払手段を現金に限定すべきではないか。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の指導基準の変更案については、今般、改めて各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して決定したものであり、指導の対象となる手形等のサイトについては原案のとおりとさせていただきます。 ・ 今回の意見募集は、指導基準について 60 日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事においては、前渡金を支払う事案が多いところ、前渡金を手形等で支払う際のサイトを 60 日以内とする場合、資金繰りに余裕のない元請事業者の資金繰りを悪化させるおそれがある。 ・ 手元資金が限られた中小企業においては、手形等のサイトを短縮することは容易ではなく、事業の継続が困難になるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、下請法の指導基準に係るものであるところ、建設業法の対象となる建設工事については下請法の対象外となっていることから、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、関係省庁等に対して、支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りに係る配慮についての要請を行いました（別

No.	意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月31日付け「下請代金の支払手段について」と題する文書の要請に従い、下請代金の支払手段を手形から現金に変更する際、支払期日を「月末締切、30日後支払い」から「月末締切、60日後支払い」に変更した企業もあると聞く。このような場合、下請事業者は集金が遅くなり、資金繰りが悪化してしまう。 <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<p>紙4参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請法(第2条の2)では、親事業者が下請事業者の給付を給付した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める必要があり、支払条件を、「月末締切・60日後支払」とする場合には、支払期日を定める義務に違反することになります。
26	<ul style="list-style-type: none"> 取引において下請法の対象とならない大企業に対して、手形等を利用する際のサイトを60日以内とするように公正取引委員会から指導していただきたい。 令和8年を目途に手形の利用廃止に向けた取組を促進することとされているが、代替手段として電子記録債権という制度があることが中小企業等に知られていない。政府は全国の中小企業に当該制度が広く知れ渡るように周知を行うべき。 電子記録債権は、支払側と相手先の利用する電子債権記録機関が異なる場合には利用できないという非互換性の課題があることから、政府としてその課題解決に向けた積極的な対策を推進すべき。 <p style="text-align: right;">【団体】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました(別紙4参照)。 あわせて、公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました(別紙4参照)。
27	<ul style="list-style-type: none"> 指導基準の変更案の「業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案」でいうところ 	<ul style="list-style-type: none"> 下請法は適用対象となる業種を限定するものでは

No.	意見の概要	考え方
	<p>の「業界」とは具体的にどの業種の業界を指すのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ箇所の「業界の商慣行、金融情勢等」における「等」とは何を指すのか。 ・ 「総合的に勘案し」とあるが、どのような手法や根拠に基づいて判断したのか。 ・ 公表文には「親事業者と下請事業者との取引関係」を勘案したとあるが、親事業者と下請事業者の取引関係にどのような問題が存在し、今回の通知改正によりどのように是正される、又は是正したいと考えているのか。 ・ 今回の通知の改正案の政策目的は何か。その目標を達成するための他の方法はないのか。政策目標の実現のために、支払期間をさらに短く設定する必要はないのか。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<p>なく、したがって、指導基準の変更案における「業界」も特定の業種に限定したものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、親事業者と下請事業者の取引関係などを指導基準の変更案を検討する際の考慮要素としています。 ・ 事業者、事業者団体、金融機関等の関係者からのヒアリング等を通じた実態把握や各種調査結果の分析を行った上で総合的に判断をしています。 ・ 下請代金の支払を長期の手形等で行うことは、資金繰りの負担や不渡りリスクを下請事業者に負わせることとなります。指導基準を変更し、親事業者から交付される手形等のサイトが短縮されることで、下請事業者の不渡りリスクが軽減されるほか、資金繰りの改善及びそれに伴う借入金額の減少といった資金調達コストの低減等の利益の享受が期待されます。 ・ 指導基準の変更により、下請法の目的である、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護に資することを意図しています。また、指導基準の変更案については、今般、各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して策定しているものであり、現状において最善のものであると考えています。
28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「割引困難な手形に該当するおそれがあるとして」を「割引困難な手形に該当するものとして」に修正していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の取引において、「割引困難な手形」に該当するか否かは、振り出された手形が一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められるかどうか

No.	意見の概要	考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「割引困難な手形に該当するおそれがある」に該当する具体的な事例を示していただきたい。 ・ 施行日を延長していただきたい（例えば、令和7年1月1日に変更していただきたい）。 ・ 施行日を一律的に全ての企業に適用するのではなく、サプライチェーンの実態や企業の対応力（資金力等）などを踏まえて、施行日を変える、例えば、大企業から中小企業へと段階的に適用する等を検討頂きたい。 ・ 企業の資金繰りを考慮した運用や、何らかの支援策（本件の資金調達に関わる公的融資制度）を検討頂きたい。 ・ サプライチェーン全体に手形サイト60日以内化を浸透させるために、大企業の顧客（上位取引先）から、下請法対象外の取引においても率先的に同様の条件で取引することを要請いただきたい。 	<p>かを個別の事案ごとに判断することになるものであり、一律の基準を設けることは適当ではないと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年11月1日以降に60日超のサイトの手形等を下請代金の支払手段として利用することは、「割引困難な手形に該当するおそれがある」こととなります。 ・ 指導基準の変更案の策定に当たっては、関係者へのヒアリング結果や令和3年3月31日の「下請代金の支払手段について」の発出に併せて、概ね3年以内を目途に指導基準を60日とすることを前提として、見直しの検討を行うことを公表済みであること等を総合的に考慮して、サイト短縮等に要する期間として、成案の公表から運用開始まで半年程度の期間を設けることとしたものであることから、施行日については原案のとおりとさせていただきます。 ・ 公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で関係省庁等に対して、支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りに係る配慮についての要請を行いました（別紙4参照）。 ・ あわせて、公正取引委員会は、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェー

No.	意見の概要	考え方
	【団体】	ン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙4参照）。
29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業側から大企業に対して手形条件の変更（サイト短縮）を申し入れ、実現させることはほぼ不可能であるため、大企業や上場企業に対し、速やかに手形等のサイトが60日以内となるように指導をしていただきたい。 ・ 下請法の適用対象となる取引については、支払手段を現金に限定すべきではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商社経由の取引で交付される手形等の取扱いについても指導基準案に追記していただきたい。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とすることに係るものであり、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、下請法対象外の取引についても、手形等のサイトを60日以内に短縮することなど、サプライチェーン全体での支払手段の適正化に努めることを、関係事業者団体に対して要請しました（別紙4参照）。 ・ 商社経由の取引が下請法の対象取引に該当するかは個別の事案ごとの判断となるため、原案のとおりとさせていただきます。
30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業界においては、旧来の慣習として手形が広く流通しており、サイトを短縮することは難しく、業界特有の事情や慣行に関わらず一律の対応を採られた場合、資金繰りの急激な悪化は避けられないため、業界・企業毎の状況を踏まえ、段階的な猶予期間を設けるなどの配慮をしていただきたい。 <p>【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導基準の変更案の策定に当たっては、関係者へのヒアリング結果や令和3年3月31日の「下請代金の支払手段について」の発出に併せて、概ね3年以内を目途に指導基準を60日とすることを前提として、見直しの検討を行うことを公表済みであること等を総合的に考慮して、サイト短縮等に要する期間として、成案の公表から運用開始まで半年程度の期間を設ける

No.	意見の概要	考え方
		<p>こととしたものであることから、施行日については原案のとおりとさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、公正取引委員会は、今回の指導基準の変更に係る成案公表に伴い、中小企業庁との連名で、関係省庁等に対して、支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りに係る配慮についての要請を行いました（別紙 4 参照）。